

高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱の改正概要

1. 要安全確認計画記載建築物について

(1)「要安全確認計画記載建築物(県指定緊急輸送道路等沿道)」の追加

■改正内容

建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「法」という。)第5条第3項第2号の規定により高知県耐震改修促進計画に緊急輸送道路等の避難路として記載される道路の指定に伴い、耐震診断が義務付けられる要安全確認計画記載建築物を補助事業の対象として追加する。

■改正箇所

本文第2条

別表第1

(2)「要安全確認計画記載建築物(防災拠点)」の定義及び地震に対して安全な構造等にするための計画基準の追加

■改正内容

法第5条第3項第1号の規定により大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として高知県耐震改修促進計画に記載された建築物及び記載されることが確実な建築物を「要安全確認計画記載建築物(防災拠点)」とし、耐震改修設計費補助事業及び耐震改修費補助事業に係る補助要件を要安全確認計画記載建築物(防災拠点)耐震改修計画基準に基づき地震に対して安全な構造等となるものとする見直しを行う。併せて、避難所指定される要緊急安全確認大規模建築物の補助率についても見直しを行う。

■改正箇所

本文第2条

別表第1

別表第3

2. 補助対象経費の見直しについて

(1)「要安全確認計画記載建築物(防災拠点)」が備えるべき機能その他を確保する基準に対する補助対象の追加

■改正内容

建築物の耐震対策を行う建築物の所有者の負担軽減を図るため、防災拠点としての機能を

確保するための設備等を備えるために要する経費を補助対象に追加する。

■改正箇所

別表第1

別表第3

3. その他

(1) 耐震改修設計費補助事業に係る補助対象限度額の算定方法の見直しについて

■改正内容

現要綱では主に大規模建築物(旅館・ホテル・病院)を想定し耐震改修及び建替えについてそれぞれ耐震改修設計に対する補助限度額を設定していたが、要安全確認計画記載建築物(県指定緊急輸送道路沿道)に対する補助を開始するにあたり、建築物の用途等が多種多様にわたることから、耐震改修設計費の補助限度額について延べ床面積による算定方法を取りやめ、設計料率表に基づく算定方法に統一する。

■改正箇所

別表第1

(2) 補助の条件の見直しについて

■改正内容

市町村の事務負担を軽減するため、要綱本文第5条(1)ただし書きに、知事が特別な事情によりやむを得ないと認める場合は変更承認申請を不要とする旨の規定を追加

■改正箇所

本文第5条

(3) 条文の整理

■改正内容

第3条第1項第2号の事業を期間満了に伴い削除

■改正箇所

本文第3条～第6条、第8条、第9条、第12条、第13条

別表第2、第3

第1号様式、第2号様式、第5号様式、第6号様式